

新	旧	備考
<p>地球環境保全効果が見込まれる案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱いについて</p> <p>令和元年7月16日 19 - 制度 - 00098 沿革 (略) <u>令和6年2月28日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、別紙に掲げる地球環境保全効果が見込まれる案件に係るものに対する海外事業資金貸付保険及び当該海外事業資金貸付保険に係る保険契約を関連貸付保険契約としてスワップ取引保険を締結するスワップ取引保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p> <p>株式会社日本貿易保険は、別紙に掲げる事業に係る海外事業資金貸付金債権等の取得若しくは当該事業に係る借入金等に係る保証債務の負担に対する海外事業資金貸付保険又は当該海外事業資金貸付保険に係る保険契約を関連貸付保険契約とするスワップ取引保険の申込みがされた場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に次の環境イノベーション保険特約を付すものとする。</p>	<p>地球環境保全効果が見込まれる案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱いについて</p> <p>令和元年7月16日 19 - 制度 - 00098 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、別紙に掲げる地球環境保全効果が見込まれる案件に係るものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p> <p>株式会社日本貿易保険は、別紙に掲げる事業に係る海外事業資金貸付金債権等の取得又は当該事業に係る借入金等に係る保証債務の負担に対する海外事業資金貸付保険の申込みがされた場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に次の環境イノベーション保険特約を付すものとする。</p>	<p>スワップ取引保険の創設に伴う改正</p>
<p>1～2 (略)</p> <p><b>3 スワップ取引保険に付す特約</b></p> <p>「 <u>環境イノベーション保険特約</u></p> <p>1 保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額とする。</p> <p>一 <u>スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第3条第1号から第9号までに該当する事由の場合 100分の100</u></p> <p>二 <u>約款第3条第10号から第12号までに該当する事由の場合 100分の97.5</u></p>	<p>1～2 (略)</p>	<p>スワップ取引保険（海事）に係る環境イノベーション保険特約の創設（1項：付保率、2項：てん補率）</p>

<p><u>2 約款第6条にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第4条又は第5条に基づき算出した損失額から約款第6条第1号各号に掲げる額を控除した残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を上限とする。</u></p> <p><u>一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由に係る場合 100分の100</u></p> <p><u>二 約款第3条第10号から第12号までのいずれかに該当する事由に係る場合 100分の97.5」</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年3月15日から実施する。</u></p>		
--	--	--